



# 専門職大学院における分野別認証評価の 現状について

# 分野別認証評価について①

専門職大学院は、教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣から認証を受けた認証評価機関の評価（5年以内ごと）を受けなければならない。（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）

専門職大学院に対する認証評価は、専門職大学院の教育水準の向上に資するべく行われるものであり、認証評価機関は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価を実施する。

評価項目としては、教育課程、教員組織のほか、成績評価、修了認定、入学者選抜、管理運営、施設設備、図書等が設けられている。

## ◆学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

### 【機関別・分野別に共通した項目】

- ・学校教育法及び大学設置基準等に適合していること
- ・特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること
- ・評価方法に、自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査がふくまれていること
- ・継続的な研究成果の創出のための環境整備、学修成果の適切な把握及び評価に係る項目が定められていること

### 【専門職大学院に対する分野別評価項目】

- ①教員研究実施組織等
- ②教育課程（教育課程連携協議会に関するこことを含む。）
- ③施設及び設備
- ④学修の成果（進路に関するこを含む。）
- ⑤その他教育研究活動等

※評価方法に関連職業団体関係者等及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること

※大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

### 【法科大学院に対する分野別評価項目】

- ①入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適格かつ客観的な評価及び判定
- ②専任教員の適切な配置その他教員研究実施組織
- ③入学定員の適切な設定および在学する学生の数の収容定員に基づく適性な管理
- ④教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成
- ⑤一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定
- ⑥連携法に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法
- ⑦学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定
- ⑧授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施
- ⑨教育活動等の状況に係る情報の公表
- ⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定
- ⑪単位及び法学既修者の認定
- ⑫課程の修了認定
- ⑬教育上必要な施設及び設備
- ⑭図書その他の教育上必要な資料の整備
- ⑮法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況
- ⑯連携法科大学院における認証評価の実施状況

# 分野別認証評価について②

## 認証評価機関一覧（専門職大学院認証評価）

※令和6年12月現在

| 分 野                              | 認証評価機関                             | 認証日         |
|----------------------------------|------------------------------------|-------------|
| 法科大学院                            | 公益財団法人日弁連法務研究財団                    | 平成16年8月31日  |
|                                  | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構                | 平成17年1月14日  |
|                                  | 公益財団法人大学基準協会                       | 平成19年2月16日  |
| 会計                               | 特定非営利活動法人国際会計教育協会                  | 平成19年10月12日 |
| 経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）        | 一般社団法人 A B E S T 2 1 International | 平成19年10月12日 |
| 経営（経営管理、経営学、国際経営、会計、技術経営、ファイナンス） | 公益財団法人大学基準協会                       | 平成20年4月8日   |
| 助産                               | 特定非営利活動法人日本助産評価機構                  | 平成20年4月8日   |
| 臨床心理                             | 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会                | 平成21年9月4日   |
| 教員養成（教職大学院、学校教育）                 | 一般財団法人教員養成評価機構                     | 平成22年3月31日  |
| 公共政策                             | 公益財団法人大学基準協会                       | 平成22年3月31日  |
| 情報、創造技術、組込技術、原子力                 | 一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）           | 平成22年3月31日  |
| ファッション・ビジネス                      | 公益財団法人日本高等教育評価機構                   | 平成22年3月31日  |
| 公衆衛生                             | 公益財団法人大学基準協会                       | 平成23年7月4日   |
| 知的財産                             | 一般社団法人 A B E S T 2 1 International | 平成23年10月31日 |
|                                  | 公益財団法人大学基準協会                       | 平成24年3月29日  |
| ビューティビジネス                        | 一般社団法人専門職高等教育質保証機構                 | 平成24年7月31日  |
| 環境・造園                            | 公益社団法人日本造園学会                       | 平成24年7月31日  |
| グローバル・コミュニケーション                  | 公益財団法人大学基準協会                       | 平成28年3月29日  |
| 社会福祉                             | 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟             | 平成29年2月2日   |
| デジタルコンテンツ系                       | 公益財団法人大学基準協会                       | 平成29年8月24日  |
| グローバル法務系                         | 公益財団法人大学基準協会                       | 令和元年11月15日  |
| 広報・情報系                           | 公益財団法人大学基準協会                       | 令和2年3月30日   |
| 教育実践                             | 一般社団法人専門職高等教育質保証機構                 | 令和3年5月10日   |

# 分野別認証評価基準の例（DP・CPに係る項目抜粋）

## ○経営系専門職大学院基準（大学基準協会）（抜粋）

### 1. 使命・目的（略）

### 2. 教育課程・学習成果、学生

- ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針
- ・教育課程の設計と授業科目

（所要の授業科目開設と系統的・段階的な配置、特色ある教育課程編成、遠隔・e-learning、授業時間帯配慮）

### ・教育の実施

（適切な授業形態・方法・教材・職業分野連携、履修指導・予習・復習支援、教室等施設、学生交流のためのラウンジ等、図書室の環境整備、その他情報インフラ等の十分な設備整備）

### ・学習成果

（授業科目の目標の到達度を図るためにふさわしい方法・基準を策定し公正で厳格に評価、学生の問い合わせ対応の仕組み整備、修了認定基準の明示、学修成果検証と課程の改善、改善にあたり修了生や学生の意見を勘案）

### ・学生の受け入れ（略）

### ・学生支援（略）

### 3. 教員・教員組織

#### ・教員組織の編成方針

#### ・教育にふさわしい教員の配置

（理論と実務の架橋する教員配置、中核的な授業科目への専任教員の配置、年齢偏在や多様性配慮）

#### ・教員の募集・任免・昇格

#### ・教員の資質向上等

（教員への組織的研修、研究の在り方・支援、専任教員への評価）

#### ・教育研究条件・環境及び人的支援

### 4. 専門職大学院の運営と改善・向上（略）

## ○産業技術系専門職大学院基準（JABEE）（抜粋）

### 基準 1. 使命・目的及び学習・教育目標の設定と公開

（DPが定められ社会にも公開、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定していること等）

### 基準 2. 学生受け入れ方法

### 基準 3. 教育方法

（CPが定められ社会にも公開されDPとの一貫性確保に意を用いること、体系的なカリキュラム設定、適切な教育手法や授業形態を採用、学習・教育目標との対応関係を明確化、シラバスの作成・履修要件・成績評価基準等の明示と運用、学生自身の達成度の継続的な点検・学生の理解を助け意欲増進し要望に対応できる仕組み、適切な学生数の確保等）

### 基準 4. 教育組織

（十分な教員・事務職員数・体制構築、専任教員数、専任教員は一専攻のみ専任教員の半数以上は教授、専任教員の業績、専任教員の約3割以上は実務家、主要科目への専任教員の対応、教員構成年齢配慮、教員採用・昇格基準、教員ネットワーク、FDS等）

### 基準 5. 教育環境および研究環境

（教育関係について、講義室・研究室・実験室・演習室・図書・情報関係設備の環境整備、夜間等の場合の学生や施設利用への配慮、専任教員の研究室、必要な財源確保、勉学意欲増進・支援し履修に専念できるための教育環境面での支援・助言や学生の要望へ配慮するシステムの有無、研究環境について継続的な研究成果創出のための環境整備）

### 基準 6. 学習・教育目標の達成

（修了認定の基準と方法の開示、実際の修了認定等）

### 基準 7. 教育改善

（1～6の点検評価システムの有無、継続的な教育システム改善の仕組み等）

### 基準 8. 特色ある教育研究活動

# 分野別認証評価に関する近年の主な提言等

## 「専門職大学院を中心とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」（平成28年8月10日中央教育審議会大学分科会大学院部会 専門職大学院ワーキンググループ）抜粋

### （1）社会（「出口」）との連携による認証評価

- 認証評価機関は、修了生の就職先（民間企業等）、学生、その他の関係者から意見を聴き、認証評価に反映させが必要であり、その際、特に、修了生が、各専門職大学院の人材養成上の目的に沿った活動を行っているかを確認することを検討すべきである。

### （2）国際的な同等性・通用性の確保

- 認証評価において、教育の質の国際的な同等性・通用性の確保が必要であり、認証評価機関における国際的な視点からの取組が期待される。

### （3）機関別評価と分野別評価の効率化

- 機関別評価と分野別評価の効率化が必要であり、機関別評価にあたって、分野別評価の結果の活用により効率的に評価することを検討すべきである。また、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化して受審することを可能とする検討すべきである。この場合、両評価の質を維持することが必要である。

### （4）国際的な評価機関の評価の在り方

- 国際的な評価機関の認証を得た場合、国内の認証評価との重複を避けるため、国内の認証評価基準との整合性を確保しつつ、国内の認証評価の受審に伴う負担の大幅な軽減を図る措置を検討すべきである。

## 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」

（平成30年11月26日中央教育審議会）抜粋

### 教育の質保証システムの確立

- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参考基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

## 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」

（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）抜粋

### 【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 分野別評価と機関別評価のサイクルが異なること等に伴う大学の受審負担を軽減する仕組みや分野別評価の合理化の在り方について、認証評価の実施状況や受審大学の状況も踏まえ引き続き検討する。

- 各認証評価機関に対して通知を発出し、対応を依頼。

➢ 機関別評価において、分野別評価における評価結果を効率的に活用するなど、大学等が評価を受審するに当たっての負担の軽減に資する取組を一層推進すること。

### 法科大学院関係

## 「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」（令和2年6月17日中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会）抜粋

### 3. 具体的な方向性（一部省略）

#### （1）形式的な評価の効率化

- 専門職大学院設置基準その他の法令等との適合性の確認については、定量的に判断できる事項を中心として、大学関係者の意見も聞きながら、各認証評価機関の創意工夫により、評価方法の効率化を図り、事務負担を軽減することが望ましい。

#### （2）教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価

- その上で、法曹に必要な学識及び能力を培うという法科大学院の目的に照らして特に重要と考えられる、教育内容や方法、能力等の評価などに関する項目は、より実質的かつ重点的に評価すべきである。

#### （3）過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化

- （2）で述べた教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価を実施するためには、（1）で述べた評価方法の効率化による事務負担の軽減に加え、実質的かつ重点的な評価を実施すべき項目についても、過去の評価結果や客観的な指標を用いて、各評価機関において課題があることが推測される法科大学院を抽出し、評価対象校を重点化することも考えられる。

#### （4）個別の評価項目に関する留意事項

- 教育方法については、学生が何を学び、何を身につけたのかという観点から評価すべきである。

# 法科大学院の質保証・質向上に向けた主な取組

法科大学院協会  
JAPAN ASSOCIATION OF LAW SCHOOLS

## 認証評価の厳格化

- 複数回にわたる細目省令の改正を経て、法科大学院の取り扱いを明確に区分し、詳細で多岐にわたる厳格な認証評価を実施。

**【参考】これまでの細目省令改正の主な経緯**

- 平成22年：評価項目追加  
(司法試験の合格状況等)  
評価方法の追加  
(重点評価項目と総合的評価)
- 平成25年：評価項目追加  
(教育活動成果や実施状況等)  
不適合の場合の対応新設  
評価後状況変化への対応新設
- 令和元年：評価項目追加  
(連携法・設置基準改正に伴うもの)

## 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

- 基礎額（司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき配分率を算定）と加算額（各法科大学院の5年間の機能強化構想とKPI進捗状況を評価し算定）を合わせたもので、配分額算出。メリハリある予算配分を実施。

### 基礎額算定率(0~90%)

#### 【指標】

- 司法試験合格率(5年間の累積合格率、修了後1年目までの合格率等)
- 入学者選抜における競争倍率
- 入学者数
- 夜間開講
- 地域配置
- 共通到達度確認試験の活用

#### 【類型】

指標の点数に基づき類型化  
第1類型：90%  
第2類型：60%～80%  
第3類型：0%

### 加算額

5年間の機能強化構想・取組をパッケージとして評価

### 基礎額

指標の数値により評価

### 加算率(0~50%)

#### 【評価対象となる取組】

- 未修者教育の充実
- 社会人学生に対する支援
- 女性法曹輩出の取組
- 法曹コースをはじめとした学部との連携複数の法科大学院との連携
- 地域の自治体や法曹界、産業界との連携
- 教育の充実(ICTの活用、在学中受験に向けた教育課程の工夫、司法修習との連携等)
- 大学独自の取組(グローバル化、博士課程への接続等)

## 法科大学院教育の充実と時間的・経済的負担の軽減（令和元年度法改正）

- 法科大学院における教育の充実
- 「3+2」(法曹コース3年+法科大学院2年)のプロセスを軸とする制度改正
- 法科大学院の定員を管理（現状定員規模を上回らないよう新設・定員増を抑制）
- 司法試験受験資格の見直し等（法科大学院在学中受験資格の導入）

# 法科大学院教育における認証評価の充実の方向性

法科大学院協会  
JAPAN ASSOCIATION OF LAW SCHOOLS

## ＜基本的な方向性＞

認証評価については、これまで一定の成果を上げてきた一方で、法科大学院の教育研究活動全般にわたって設けられた基準に基づき詳細な評価が実施されてきたことから、大学関係者・評価機関双方にとって少なくない負担が生じていた。厳格に適格判定を行うに当たり、こうした方法が直ちに不適切であったという訳ではないが、質的改善の観点からは重要度の低い内容が含まれているといった指摘も聞かれるところである。こうした観点から、評価方法をより合理化させるとともに、評価結果や客観的な指標に基づきより実質的かつ重点的に評価を行うことが必要である。加えて、関係法令の趣旨を踏まえつつ、各法科大学院の特色ある教育研究がより進展する評価を行うことが求められる。

## ＜具体的な方向性＞

### ● 形式的な評価の効率化

(例：定量的事項や協議会設置等の有無で確認できる事項に関する様式上の工夫、  
公表情報の確認を通じた提出資料の精選、機関別評価との重複排除や結果の活用)

### ● 教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価

(例：①入学者選抜における適性及び能力の評価等及び判定  
②論述の能力を含む法曹に必要な学識等の涵養に向けた授業の方法  
③学修の成果に係る評価や修了の認定、認定法曹養成連携協定において連携  
④法科大学院が行うこととされている事項の実施状況)

### ● 過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化

(例：①質が担保されている場合（質問・調査項目精選、提出・補完資料峻別、確認資料やデータ範囲の限定、特色ある教育研究を一層進展させる方向での評価）  
②課題がある場合（重点的な評価項目を中心に丁寧に評価、自己分析を促し、評価後もフォローアップを行うなど、内部質保証を支援）)

### ● その他留意事項

- ・評価機関において、評価基準の不斷の見直し及び簡便化、提出を求める評価資料の精選を期待
- ・評価結果について、適合状況や課題のみならず、学生が在学中に学び身につけた資質・能力を明確化し、社会全体へ積極的に発信していくべき

「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」

令和2年6月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会より

# 「新たな評価」への基本的考え方

法科大学院協会  
JAPAN ASSOCIATION OF LAW SCHOOLS

## 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）

令和7年2月21日中央教育審議会より抜粋

(認証評価制度の見直し)

- 認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。
- 上記の新たな評価制度における評価の結果公表について、評価を受ける高等教育機関の長所や特色、指摘事項を簡潔にまとめた要約資料を作成するなど、国民に対して分かりやすい仕組みを構築する。
- 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。

- 「知の総和」答申で示された考え方について、法科大学院等特別委員会で示された「認証評価の充実の方向性」の考え方と重なる部分があると受け止めており、法科大学院におけるこれまでの取組等を参考としていただき、今回議論する「新たな評価」が、より効率的・効果的で、大学側が意欲的に取り組むことのできる制度設計となることを、強く期待する。
- 法科大学院における分野別認証評価では、司法制度改革の理念を踏まえ、法曹関係者や大学関係者等のほか外部有識者に参加いただき、客観的・公平性・透明性を確保することが極めて重要と認識。  
この理念は、「新たな評価」を制度設計するに当たっても、引き続き重要な理念であると考えており、この理念を踏まえた形での検討を進めていただきたい。

# 法科大学院に対する「新たな評価」の論点

法科大学院協会  
JAPAN ASSOCIATION OF LAW SCHOOLS

## 論点①：評価区分の考え方

- ◆ 法科大学院制度は、司法制度改革審議会意見書の提言を踏まえ、法科大学院を中心とした法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中核的教育機関として整備されたことを踏まえ、法科大学院の枠組みの中で評価を実施すべきではないか

## 論点②：柔軟な受審期間の設定

- ◆ 分野別評価と機関別評価のサイクルが異なること等に伴う大学の受審負担を軽減すること等について検討していくことは、既に提言されているものと承知（令和4年3月18日質保証システム部会審議まとめより）
- ◆ 新たな評価全体の受審期間についての整理が前提となるが、現状制度でも不適合の大学の受審期間を短縮化している点を踏まえれば、例えば、「新たな評価」において、課題があると評価された場合には受審期間を短縮化し、優れていると評価された場合には受審期間を延長する等、柔軟な受審期間を設定することを検討していくべきではないか

## 論点③：評価の合理化・効率化

- ◆ 現状制度でも、過去の評価結果を踏まえた、評価項目・評価手法の簡素化や重点的な評価等のメリハリある評価とすべき点について指摘されており、「新たな評価」においても、この方向性を一層明確化・具体化していくべきではないか
- ◆ 特に、法令適合性の確認などの客観的に判断できる評価基準や評価項目を中心として、データベースを十分に活用するなどにより大幅に合理化を図り、各法科大学院の事務負担の大幅な軽減が図られるよう、検討を深めるべきではないか

# 法科大学院に対する「新たな評価」の論点

法科大学院協会  
JAPAN ASSOCIATION OF LAW SCHOOLS

## 論点④：評価体制（事務体制・評価者確保・複数の評価機関の存在）

- ◆ 現在の分野別認証評価と同様、各分野の専門家（実務家教員を含む）や利用者の観点を有する者を評価者として参入させる必要があるのではないか
- ◆ 「新たな評価」を担う事務体制をどのように整備し、評価者（主として大学の教員）を確保するのか、評価のためのリソースを十分に確保できるのかについて、丁寧で慎重な検討が必要ではないか
- ◆ 分野別の認証評価機関が複数存立する中で、評価結果として数段階の評価が行われる場合について、ばらつきなく公平に評価できるのかについて、十分に検討すべきではないか

## 論点⑤：評価基準・評価項目

- ◆ 評価基準について、高等教育の基盤となる部分と、分野固有で構成される部分が必要ではないか  
(例) 新たな評価基準 + 法科大学院固有の評価基準  
※公的支援見直し・加算プログラムで設定する評価基準の取扱いについては、要検討

## 論点⑥：評価結果の活用

- ◆ 評価結果については、これまでの認証評価結果の活用の方向性を踏まえ、優れた成果を上げた大学への優遇や権限の付与を図るとともに、一方で課題のある大学に対しては厳しく指導する等、意欲的に「新たな評価」に取り組む仕組みを構築することとしてはどうか。
- ◆ 特に、公的支援見直し・加算プログラムでの評価の取扱いとの関係については、慎重な検討が必要。

→ いずれの論点についても、WGでの方向性や議論を踏まえつつ、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、更なる審議を行うことも考えられるのではないか。

# 分野別認証評価機関からの書面意見について①（概要）

書面意見募集対象（2025年4月実施）

- 書面意見募集対象：11機関（分野別認証評価機関のうち、機関別認証評価機関を除く評価機関）
- 書面意見提出数：8

## ➤ 機関で実施している認証評価（評価基準や審査プロセスなど）の現状説明

- ・ 認証評価の受審準備段階として、受審校は教育研究環境の変化に対応して、受審校が目指すマネジメント教育の質維持向上についての基本的戦略である“Quality Improvement Strategy(QIS)”の提出を受け、委員会により合否を決定している（一般社団法人ABEST21 International）。
- ・ 22の基準と85の点検項目により適合/不適合の判定に加え、AからDまでのグレード付けを行い、グレードのみに关心が集中することを懸念し文章にて結果を認証評価証・審査報告書等に記載している（同上）。
- ・ 評価基準の制定に際しては、国際会計士連盟（IFAC）の国際教育基準（IES）を参照するとともに、現地訪問により海外の認証機関の評価基準を詳細に検討した他、アジア固有の会計教育の伝統なども配慮すべく、日中韓の3カ国で評価基準のすり合わせをする意見交換の場を設けるなどした（特定非営利活動法人国際会計教育協会）。
- ・ 認証評価結果において、「改善を要する点」、「改善勧告」を付した場合、当該大学院には改善報告書の提出を求めるとともに、オンラインでヒアリングを行い、認証評価後も継続的にこれらの事項の改善状況を確認している（一般財団法人日本助産評価機構）。
- ・ S（優良）、A（適合）、C（懸念）、W（弱点）、D（欠陥）の5段階で評価を行い、D評価の場合は、不適合となる（一般社団法人日本技術者教育認定機構）。

## ➤ 認証評価が大学教育の改善へ与えた効果や具体的な事例

- ・ 認証評価結果における「改善を要する点」が指摘された大学院においては、特に教育課程の吟味・再考を求められ、当該大学院内での積極的な検討を後押しすることに繋がっており、例えば、実習の過剰拘束期間を単位数に合わせた適正な週数に修正するといった具体例が挙げられる（一般財団法人日本助産評価機構）。
- ・ 受審校に対して年に一度年次報告書の提出を依頼しており、その報告書内で、評価で指摘した事項に関する改善報告を受けている。受審校が適切な取組を行い、改善・向上したと認められることがある（公益財団法人日弁連法務研究財団）。
- ・ 臨床心理士資格試験の合格者数（合格率）について、学修効果を図る指標の一つとしており「改善が望ましい事項」として現状分析や改善策の検討・実施を指摘している。ある大学院では認証評価受審時50%程度だった合格率が次回受審時にはほぼ100%になった事例がある（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会）。

## 分野別認証評価機関からの書面意見について②（概要）

- 評価結果報告書に「評価ポイント」として優れた取組、特長を示すことで、他の教職大学院の改善の参考になっている。また、教職大学関係教員が評価員となることで、他の教職大学院の活動を知る絶好の機会となっている（一般財団法人教員養成評価機構）。
- 認証評価のサイクルが進む毎にW（弱点）評価の数が減少し、着実に改善している（一般社団法人日本技術者教育認定機構）。
- 認証評価結果におけるシラバス上で成績評価基準が明確に示されていないという指摘に対し、シラバスのテンプレート及び作成ガイドの変更を実施し成績評価基準を明確化した（一般社団法人日本技術者教育認定機構）。
- 評価結果の概要は、日本語のみならず、英文、繁体字およびハングルに訳しており、この情報を読んで、専門職大学院に進学してきた留学生が複数いたことを認証評価のインタビューで確認した（一般社団法人専門職高等教育質保証機構）。

### ➤ 現行の認証評価制度に対する課題認識

- 機関別認証評価のサイクルと分野別認証評価のサイクルの違いにより、一時的に評価が集中する年度が発生することで負担が生じている（公益財団法人日弁連法務研究財団、一般財団法人教員養成評価機構）。
- 教育体制・教員組織のほか、教育課程、施設・設備（ネット環境や図書、学生へのフォローバック体制等）等の各項目について専門的な知見による評価を限られた期間で行うための評価委員の確保（公益財団法人日弁連法務研究財団）。
- ピアレビューを行うための人材が不足している（一般社団法人日本技術者教育認定機構）。
- 国際認証評価機関として活動するため、海外受審校での実地検査等のための渡航費等が発生している（一般社団法人ABEST21 International）。
- 次代を担う評価員の確保・育成や各会計専門職大学院において自己評価を行う体制の継承・後継者育成が大きな課題（特定非営利活動法人国際会計教育協会）。
- 機関別評価と分野別評価がある現状で、分野別認証評価機関の存在意義や社会的役割については、時代の変化を踏まえつつ絶えず問い合わせるべき課題ではないか（特定非営利活動法人国際会計教育協会）。
- 国内の法令準拠を重視するため、国際協定など国際的観点からの基準とのギャップがある（一般社団法人日本技術者教育認定機構）。
- アウトカムズ評価が弱く、学修到達目標について修了生一人ひとりの到達度点検が弱い（一般社団法人日本技術者教育認定機構）。
- （専門職大学・専門職大学院のみに受審義務があるため、）受審する専攻が少ない（一般社団法人日本技術者教育認定機構、一般財団法人日本助産評価機構）。

# 分野別認証評価機関からの書面意見について③（概要）

## ➤ 「知の総和」答申を踏まえた新たな評価制度に期待すること

- ・ 新たな評価制度において、教育の質や教育力を評価基準とするのであれば、認証評価に関わるステークホルダーとの実質的なエンゲーメントの実施及びいかなる事項をどのように評価して教育の質や教育力の有無・程度を判断するのかにつき、慎重な検討が行われることを期待する（公益財団法人日弁連法務研究財団）。
- ・ 国際通用性の高い高等教育における学修成果アセスメントの取組が必要（一般社団法人専門職高等教育質保正機構）。
- ・ データベースの整備等、受審校の事務手続を軽減するための的確な施策がなされることを期待する（公益財団法人日弁連法務研究財団）。
- ・ 受審校の教育研究上の特徴についての分析結果が広く公表されることにより、当該校の教育研究上特色の社会認知度が向上することを期待する（一般社団法人ABEST21 International）。
- ・ 受審教育機関へのインセンティブを考えていきたい。また、分野の専門職団体（日本看護協会や日本助産師会など）が期待している教育年限やコンピテンシーを見る化できるような評価制度が望ましい（一般財団法人日本助産評価機構）。
- ・ データベースと連携した新たなデータプラットフォームの構築が早期になされることを期待する（特定非営利活動法人国際会計教育協会）。
- ・ 教育の質の評価の検討において、各認証評価機関が独自に設定していくは、答申にあるような、大学間の比較や国民への情報公表には適さないものと考える。認証評価機関連絡協議会と連携し、認証評価制度の見直しのワーキンググループにおいて、より適切な指標が検討・設定されることを期待する（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会）。
- ・ データベースの整備については、データベースの情報を各認証評価機関で二次利用できる体制が整備されることで、大学院及び認証評価機関双方の負担軽減に繋がるのではないか（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会）。
- ・ 新たな評価制度と分野別認証評価の関係を整理し、明確に棲み分けられることに期待する。また、専門職大学院の分野別評価に活用できるデータベースの構築に期待する（一般財団法人教員養成評価機構）。
- ・ 機関別認証評価と分野別認証評価を統合した認証制度にすることで、受審校における負荷を軽減し、実行性のある分野別評価による学修者の質保証が確保できる（一般社団法人日本技術者教育認定機構）。
- ・ JABEEが保有している国際的な観点を踏まえた技術者教育の質保証により、日本の認証評価が世界的水準に合致した評価制度となる（一般社団法人日本技術者教育認定機構）。

## ➤ その他

- ・ 国際通用性確保のための認証評価機関に対する国の支援方策について引き続き検討いただきたい（一般社団法人ABEST21 International）。

アンケート対象・有効回答数（2025年5月実施）

- アンケート対象：専門職大学院計113大学138専攻（※）
- 有効回答数：90

※法科大学院を除く。各専攻に対し、受審単位での回答を依頼。

## ➤ 現状の分野別認証評価の効果について

- 専門職大学院の特性や専攻分野の専門性に特化したピア・レビューによる評価を受けることで、PDCAサイクルが定着。
- 緊張感を持った運営や専門職大学院としての質の担保の意識化に繋がっている。
- 一定の質が担保されていることをステークホルダーにアピールし、志願者・入学者の確保につながる。
- 他大学の好事例・先進事例を学んだり、ネットワークを構築したりすることにも寄与している。
- 効果はあまり感じられない。

## ➤ 分野別評価結果の活用方法・具体的事例について

- 各種学内会議で共有している。／全職員に共有している。／教育課程連携協議会に共有している。
- 特別なチームを編成し、指摘事項への対応方針を検討している。
- 外部からの客観的評価として広報活動に活用している。
- 学内執行部に対する専攻の位置付け強化や予算配分等を説明する際の根拠として活用している。

## ➤ 現状の分野別認証評価の課題について

- 機関別認証評価との重複感がある。（特に1専攻1研究科の場合）
- 7年ごとの機関別認証評価、6年ごとの中期目標・中期計画による国立大学法人評価、5年ごとの分野別認証評価、毎年実施する教育課程連携協議会など、部門、個人レベルで対応が必要であり負担感がある。
- 特定の教員個人が多くの時間を費やし、本来業務の教育研究に支障が出ている。（特に小規模な専門職大学院では負担が大きい。）
- 日程調整や会場の確保等、実地調査の負担が大きい。
- 受審費用が高い。
- 形式化しており、実質的な効果を検証できるような仕組みではないため、メリットが感じられない。
- 評価委員の視点や理解、基準にバラツキがあり、適切な評価が行われていない。
- 国内外の認知度が低く、客観的な評価としての信頼性に課題がある。
- 専門職大学院の教育訓練効果を評価する材料として、修了生の現場における評価を考慮してもらいたい。

## ➤ その他現状認識について

- ・ ビジネススクールの国際認証評価機関（AMBA、AACSB、EQUIS）を国内の認証機関として認定されると負担軽減となる。
- ・ 「専門職大学院における実務家教員による研究」について共通認識がないまま、「大学院博士課程における研究者教員による研究」と比較され、成果が乏しいと評価されている。認証評価委員には、専門職大学院の役割や特色に知見を有する人材を加えることが必要である。
- ・ 評価基準が画一的であるため、独自性を打ち出すことが困難になっている。
- ・ 設置年数が経過しているほど受審間隔を長くするといった弾力的な運用を検討していただきたい。

## ➤ 「知の総和」答申を踏まえた新たな評価制度への期待や留意点

- ・ 認証評価制度の変更に要するコスト、負担なども検討すべき。
- ・ 国立大学法人に関しては、国立大学法人評価として学部・研究科等の部局単位での現況分析が実施されていることを踏まえた効率的なスキーム（現況分析に係る資料の活用等）を検討いただき、実質的な作業が減るような仕組みとしていただきたい。
- ・ 既に国際的に通用している認証機関が存在することから、それらの利活用も積極的に推進していくべきである。
- ・ 学部と研究科を一体的に評価するなど、認証評価の機会を集約させることで負担軽減する措置を検討いただきたい。
- ・ 少人数の社会人教育を行っている専門職大学院において、教育の質の定量評価や在学中の成長の測定は難しいのではないか。
- ・ 社会人が職場に戻りリーダーシップを発揮し、どれだけ組織や社会の変革に貢献したかによっても評価されるべきである。
- ・ 多面的な評価が可能となるよう慎重に評価項目を作成すべき。
- ・ 制度導入後も、現場からのフィードバックを反映させながら継続的に見直しを行い、実効性を高めていくことが重要ではないか。

# (参考) 専門職大学院の教育と主な国家資格について

R7.10現在

| 区分               | 法科大学院の修了を要件とする国家資格   | 専門職大学院の修了により取得が容易になる国家資格   |  |  | 受験資格の一つとして大学院の修了を設ける国家資格  |
|------------------|--|--|--|--|---|
|                  | 検察官・裁判官・弁護士(司法試験)  | 公認会計士  | 弁理士  | 税理士  | 公認心理師   |
| 受験資格             | 法科大学院課程の修了者<br>司法試験予備試験の合格者  | 制限なし   | 制限なし   | 【会計学に属する科目】<br>制限なし<br>【税法に属する科目】<br>学識、資格、職歴分野のいずれか一つの要件を満たす者   | 区分A:大学及び大学院で指定科目を履修し、卒業(修了)<br>区分B:大学で指定科目履修及び特定の施設で2年以上の実務経験<br>区分C:区分A,区分Bと同等以上の知識及び技能を有すると認定された者 |
| 試験における専門職大学院との関係 | 受験資格   | 短答式試験の一部科目免除   | 短答式筆記試験の一部科目免除<br>論文式筆記試験(選択科目)の免除   | 試験の分野(税法科目、会計科目)ごとに、いずれか1科目の試験で基準点を満たし、国税審議会から認定を受けた場合には、税法科目であれば残り2科目、会計科目であれば残り1科目の試験が免除   | 受験資格の一つ<br>※臨床心理分野の専門職学位課程と修士課程は同様の扱い   |
| 上記の措置を受けるための要件   | 法科大学院の修了(一定の要件を満たせば法科大学院在学中に司法試験を受験することも可能)<br><br>(a) 簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究<br>(b) 原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究<br>(c) 監査論その他の監査に属する科目に関する研究<br>により、上記(a)に規定する科目を10単位以上、(b)及び(c)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(a)から(c)の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士(専門職)の学位を授与された者 | 会計専門職大学院において、<br>会計に属する科目に関する研究<br>選択科目・選択問題で示された技術<br>又は法律に関する科目に関する研究<br>により専門職学位を取得し、かつ、<br>当該専門職大学院が修了要件として<br>定める論文について工業所有権審議会の審査を受け免除資格の認定を受けた者 | 【短答式】<br>工業所有権に関する科目の単位を修得し大学院を修了<br>【論文式(選択科目)】<br>選択科目・選択問題で示された技術<br>又は法律に関する科目に関する研究<br>により専門職学位を取得し、かつ、<br>当該専門職大学院が修了要件として<br>定める論文について工業所有権審議会の審査を受け免除資格の認定を受けた者            | 「法務博士(専門職)」又は「修士(専門職)」を授与された者<br>当該学位取得に係る研究(※)が税法に属する科目等又は会計学に属する科目等であるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目を免除。<br>※「学位取得に係る研究」とは、研究指導に基づく学位論文が「必修」又は「選択必修」としての修了要件とされている研究科を修了する際に行った研究を指す。 | ・大学で省令で定める25科目の単位を修めて卒業<br>・大学院で省令で定める10科目を修めて修了  |
| 試験の内容            | 【短答式】<br>・憲法<br>・民法<br>・刑法<br>【論文式】<br>・公法系科目<br>・民事系科目<br>・刑事系科目<br>・選択科目<br>+倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法〔公法系〕、国際関係法〔私法系〕から1科目選択  | 【短答式】<br>財務会計論、管理会計論、監査論、企業法<br>【論文式】<br>(必須)会計学、監査論、企業法、租税法<br>(選択科目)経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目   | 【短答式】<br>・特許・実用新案に関する法令<br>・意匠に関する法令<br>・商標に関する法令<br>・工業所有権に関する条約<br>・著作権法及び不正競争防止法<br>【論文式】<br>(必須)工業所有権に関する法令<br>(選択科目)機械・応用力学、数学・物理、化学、生物、情報、法律のうち、1科目<br>【口述試験】<br>工業所有権に関する法令 | 【会計学に属する科目】<br>簿記論、財務諸表論<br>【税法に属する科目】<br>所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、住民税又は事業税、固定資産税のうち3科目(所得税法又は法人税法のいずれか1科目は必ず選択)   | 公認心理師試験出題基準に基づき、出題  |
| 免除科目             | なし   | 財務会計論<br>管理会計論<br>監査論  | 【短答式】<br>工業所有権に関する法令(特許・実用新案、意匠、商標)<br>工業所有権に関する条約<br>【論文式】<br>選択科目  | 【会計学科目】<br>残り1科目<br>【税法科目】<br>残り2科目  | なし  |